

2014年11月号 NEWS

山本拓ネットワーク

山本拓国会事務所

TEL. 03-3508-7282 FAX. 03-3507-8727

takunetwork@yamamototaku.jp

<http://yamamototaku.jp/>

自民党福井2区事務所

TEL. 0778-51-8834 FAX. 0778-51-8988

【地域活性化】地域の元気創造プラットフォーム

地域活性化・地方創生の実現のためには、地域の実情に即したそれぞれの活性化策が地域主導で行われていくことが必要になります。

総務省は、地方公共団体やNPO、地域住民、有識者等が、地域力創造の取組に当たっての悩みや課題、試行錯誤の過程やノウハウ、取組の実情等について、即時的に意見交換や情報収集を行えるようにし、「地域資源を活かして、人や資金の自立循環を促し、活力ある地域づくり」の実現に向けた事業を促進することを目的に『地域の元気創造プラットフォーム』を開設しています。

(<http://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/>)

地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」を推進し経済再生・成長の効果を全国津々浦々に浸透させるための「地域の元気創造本部」（本部長：総務大臣）の活動、人材力活性化、過疎対策、定住自立圏構想等、総務省の地域の元気力創造の取組の紹介のほか、地域力創造に関わる地方自治体等の団体の【活動事例】が514件紹介されています（14.10.30現在）。地域別、分野別、キーワード等で検索できるようになっており、地域活

性化の実現を目指す方が必要な情報を収集しやすくなっています。

また、地域活性化に関し特徴的・先進的な行革事例を選定し、その概要を取りまとめ、その事例に関わった人材を紹介する【人材紹介】も200件以上登録されています。人材毎にテーマ、略歴、取組の内容、実績、工夫した点・苦勞した点、関連HPのURL等が掲載されており、これから取組を行おうとする方の参考になるだけではなく、紹介されている人材と実際に連絡を取り連携を図ることも可能な場合もあります。

その他にも、地域力創造の取組を行っている団体の活動状況を随時紹介する【活動状況】や、イベントカレンダー等の機能も備わっています。

地域活性化のためには様々な取組が考えられるため、どのような地域でどのような取組が行われて、どのような実績があったのかに関する情報を収集することも重要になります。地方自治体はもとより、地域の皆様の取組にも資するプラットフォームになっておりますので、是非、ご覧ください。

【免税対象品の範囲拡大】免税店制度で地域活性化！

■背景

2013年に訪日外国人旅行者数が1,036万人となり、初めて1千万人を超えました。更に、政府は2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を追い風に、同年には2,000万とするために取組む方針です。

1千万人を超える外国人旅行者が日本で実施する活動として「日本食を食べること」に次いで多いのが「ショッピング」です。訪日外国人旅行消費額の約1/3（4,632億円）が買い物代に使われています。

このように大きな市場である訪日外国人旅行者に対し、一定の要件の下、消費税を免税して物品を販売できる免税店制度は、地域特産品等の販売による地域活性化への効果も期待でき、今後は地域での免税店活用を進めていくことが必要となります。

■従来の外国人旅行者免税制度（本年9月末まで）

輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して、特定物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免税されます。

①場所：「輸出物品販売場」の許可を受けた店舗での販売であること

②対象者：「非居住者」に対する販売であること

③対象物品：一般物品（消耗品以外のもので、同一の非居住者に対して同一店舗における1日の販売合計額が1万円を超えるもの）

■輸出物品販売場（免税店）の許可（①について）

許可を受けようとする店舗ごとに、経営する事業者がその納税地を所轄する税務署に申請をする必要があります。

許可要件は、①販売場の所在地が「非居住者の利用度が高いと認められる場所」であること、②販売場が「非居住者に対する販売に必要な人員の配置」及び「物的施設」を有するものであること、③申請者の過去3年以内の国税の納税義務が適正に履行されていると認められること、④申請者の資力及び信用が十分であること、⑤その他特に不相当である事情がないことです。

■「非居住者」とは（②について）

外為法6条1項6号に規定する非居住者が対象で、一般的な外国人旅行者等が対象です（日本人であっても、2年以上外国に滞在する目的で出国し、一時的に日本に入局し、滞在期間が6箇月未満で出国する者であれば対象となります）。

外国人であっても日本国内に居住している者（日本国内の事業所に勤務する者、日本に入国して6箇月以上経過する者等も含む）は免税販売の対象になりません。

■免税販売手続概要

①非居住者から旅券等の提示を受ける → ②購入記録票・購入者誓約書作成、購入記録票の旅券等への貼付 → ③購入記録票を税関に提出し、免税物品を携帯して国外へ持ち出す。

■10月1日からの制度改正

①免税対象物品の範囲拡大

消耗品（食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品で、同一の非居住者に対して同一店舗における1日の消耗品の販売合計額が5千円を超え50万円までの範囲内のもの）を免税対象に追加。

※非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売の対象外。

※酒の販売には「酒類販売業免許」、たばこの販売には「たばこ小売販売業許可」が必要。

②購入記録票・購入者誓約書の様式弾力化等

従前は特定の様式に限られていた購入記録票・購入者誓約書について、特定の様式を取りやめ、記載すべき事項を記載すれば様式は問わないこととする。

■免税店シンボルマーク（外国人向け情報発信）

観光庁からシンボルマーク使用を承認された免税店は、日本政府観光局HPに掲載される等、外国人が当該免税店へアクセスしやすくなります。



Japan.
Tax-free
Shop

第 187 回臨時国会に提出された主な法案の概要

【まち・ひと・しごと創生法案】

■目的

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

■基本理念

個性豊かで魅力ある地域社会で潤いある豊かな生活を営めるよう地域の実情に応じた環境の整備、日常生活・社会生活の基盤のサービスの現在・将来における提供の確保、結婚・出産・育児に希望が持てる社会形成のための環境整備、地域特性を活かした創業促進・事業活動活性化による就業機会創出等。

■概要

内閣総理大臣を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」が、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向（人口の現状・将来見通しを踏まえ、客観的指標を設定）等を内容とする『まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定し、本部は同戦略の実施状況の総合的な検証を行う。都道府県は国の戦略を勘案してそれぞれ都道府県戦略を策定する努力義務を負い、市町村は国及び都道府県の戦略を勘案してそれぞれ市町村戦略を策定する努力義務を負う。

【女性活躍推進法案】

■目的等

豊かで活力ある社会の実現のためには、自らの意思によって職業生活を営む（営もうとする）女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることに鑑み、①女性の採用・昇進等の機会の積極的提供及びその活用、②職業生活の家庭生活との円滑かつ継続的な両立、③本人の意思の尊重を基本原則に、女性の職業生活における活躍を推進する。

■概要

<基本方針等の策定>
・国による基本方針の策定
・都道府県、市町村の国の基本方針を勘案した推進計画の策定（努力義務）
<事業主行動計画の策定等>
・国による事業主行動計画策定に関する指針の策定
・国、地方公共団体、民間事業主は①女性活躍状況把握、改善すべき事情の分析、②状況把握・分析を踏まえた「事業主行動計画」の策定・公表等、③女性活躍に関する情報の公表を実施。
・国は優れた取組を行う一般事業主の認定を行う。
<女性活躍推進のための支援措置>
・国は職業訓練・紹介、啓発、情報収集・提供を行う。
・地方公共団体は、相談・助言等に努める。
・地域に於いて取組を行う協議会を組織できる。（任意）

【景品表示法改正法案】

■目的

不当な表示による顧客の誘因を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

■概要

・課徴金納付命令
優良誤認表示・有利誤認表示を対象に、対象商品・役務の売上額に3%を乗じた額の課徴金を課す。但し、違反行為を自主申告した事業者に対しては課徴金額の1/2を減額する。
・被害回復
事業者が所定の手続（実施予定返金措置計画の策定・認定→返金措置の実施→報告期限までの報告）で自主返金を行った場合、返金合計が課徴金額未満の場合は課徴金減額、課徴金額以上の場合は納付命令なし。

【風俗営業適正化法改正法案】

■概要

<客にダンスをさせる営業の規制範囲の見直し>
①現1号営業（キャバレー等 ダンス+接待+飲食）と現2号営業（待合等 接待+遊興or 飲食）を新1号営業（風俗営業）として、引き続き規制。
②現3号営業（ナイトクラブ等 ダンス+飲食）は、低照度（10ルクス以下）の場合は新2号営業（現5号営業、風俗営業）として、引き続き規制。10ルクス超の場合、深夜（0～6時）営業し、かつ、酒類を提供する場合は新設される特定遊興飲食店営業として必要な規制を受ける。10ルクス超でそれ以外の場合は飲食店営業としての規制を受ける。
③現4号営業（ダンスホール等 ダンスのみ）は、風俗営業適正化法の規制対象から除外。

<良好な風俗環境の保全>

①深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者には、営業所周辺の客の迷惑行為の防止措置、苦処理に関する帳簿の備付けが義務付けられる。
②公安委員会は、特に風俗環境の保全を図る必要がある場合、条例で定める地域ごとに、警察署長、特定遊興飲食店営業等の営業所の管理者、地域住民により構成される風俗環境保全協議会を設置するよう努める。

【統一地方選挙特例法案】

■目的

全国多数の地方公共団体の議会の議員・長の任期が平成27年3～5月に満了することに鑑み、国民の関心を高めるとともに、選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一し、公選法の特例を定める。

■概要

H27.3.1～5.31に任期満了となる地方公共団体の議員・長について、都道府県知事・指定都市の市長・都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙をH27.4.12に、その他の市町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙を4.26に行う。

【土砂災害防止法改正法案】

■目的

H26.8の豪雨によって広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護する。

■概要

・都道府県に対し、基礎調査の結果の公表を義務付け。
・国交大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対して是正の要求を行う。
・土砂災害警戒情報について新たに法律上明記する。
・都道府県知事に、土砂災害警戒情報について関係市町村長への通知、一般への周知を義務付ける。
・市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国交大臣及び都道府県知事の助言を義務付け。
・市町村地域防災計画への避難場所・経路等の明示。

【災害対策基本法改正法案】

■目的

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保する。

■概要

①道路管理者は、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動命令、運転者不在時等の車両の移動（やむを得ない限度での破損を容認し、損失補償規定を整備）を実施する。
②①の措置のためやむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分をすることができる。
③都道府県公安委員会は道路管理者に対し、①の措置の要請が可能。また、国交大臣は地方公共団体に対し①の措置について指示が、都道府県知事は市町村に対し①の措置について指示が、それぞれ可能。